

試験評価者に関するQ & A

一般社団法人シルバーサービス振興会
介護技能実習評価試験 事務局

	質問	回答
Q1	試験評価者に年齢制限はありますか。	年齢制限は特に設けておりません。
Q2	試験評価者はどのように活動するのでしょうか。	試験評価者としての業務を行うには、試験実施機関と試験評価者が所属する法人等との間で業務委託契約を締結することになります。業務委託契約により、試験評価者は自身が所属する法人等の業務として、評価試験業務に従事していただくこととなります。
Q3	業務委託契約を結ぶにあたり、法人に要件はありますか。	法人形態は問いませんが、介護サービスを提供していることが要件（介護職の養成を行う教育機関、介護職の職能団体、介護サービスに関する第三者評価機関等も可）となります。
Q4	個人で業務委託契約を結ぶことはできますか。	個人との業務委託については、現時点では行う予定はありません。
Q5	現在、法人に勤務していない場合（退職等）は、試験評価者として活動できないのでしょうか。	個人との業務委託契約は締結していませんが、法人に所属していない方々も活動できるよう、試験評価者の有志による一般社団法人がごぞいます。 同法人に所属することで、個人の皆様も活動をすることが可能です。詳しくは、直接お問い合わせ願います。 <u>一般社団法人 介護技能実習支援協会</u> Tel : 03-6336-8925 Mail : kaigoginojissu-shienkyokai@td6.so-net.ne.jp
Q6	転職した場合でも試験評価者の資格は継続されますか。	試験評価者の資格は個人に帰属していますので、転職した場合でも継続しています。ただし、実際に業務に従事する場合には、所属する法人等との業務委託契約が必要となります。